

米国の安全保障関連法

— 通商と投資を中心に —

河野 正英

倉敷芸術科学大学危機管理学部

(2019年10月1日 受理)

1. 序論

米国は安全保障政策と経済政策とが強く結びついて成り立っている連邦国家である。米国が連邦国家として英国から独立（1776年）する以前に、欧州では既に世界大戦に匹敵する大戦争を経験していた。17世紀に起きた三十年戦争である（1618-1648年）。この大戦により、欧州では神聖ローマ帝国の時代が終わり、近代を象徴する主権国家と国際法秩序の誕生^(注1)をもたらした。米国は誕生時よりこの主権国家としての独立性を宣言し、自由、平等、幸福の追求という西洋文明の結実とも言うべき国家目標、さらにはこれらを侵す内外の敵を相手に戦う革命・抵抗思想を掲げて生まれた。アメリカ大陸は広いので、米国は大陸国家だと思われがちだが、東側に大西洋を、西側に太平洋を臨み、体質的には英国と同じく海洋国家としての性格が強い。当初は、米国は欧州諸国とは異なり積極的には植民地を開拓しなかったが、ハワイ併合（1898年）と対外的な戦争である米西戦争（1898年）の結果により、グアムやフィリピン諸島を獲得してアジアへの足掛かりを得ることになった。しかし、これはどちらかと言うと地域的な領土拡張への意欲というよりは、自由な海運の拠点を持つという意味が強かった。したがって、今日の米国も、他国領土に侵入する際には、その地域全体を面で支配することを好まず、特定の地域だけをピンポイントで管理下に置こうとする。そうして、さらにその先への足掛かりとする戦略を採るのが通常である。米国のこの生来的なアイデンティティが、今日の米国の安全保障政策の基本原理となっている。したがって、米国が安全保障上の脅威と感ずるのは、自由航行が妨げられた時やそれを担保する海外の重要拠点が奪われそうになった時である。また、米国はその誕生が18世紀だったこともあり、内戦である南北戦争も含めて、戦争は全て近代戦によるものである。近代戦は物量と技術力がモノを言う。米国は時代が進み、戦争を経験する毎に軍事技術とこれを支える資金力に注力するようになった。米国は年間の安全保障費を7,000億ドル以上（日本円換算で約80兆円）^(注2)費やしている。これには海外駐留の米軍基地に対する外国政府からの援助金^(注3)は含まれていない。軍事費が急拡大していると言われていた中国にしても、年間の安全保障費は未だ1兆2,000億元弱（日本円換算で約20兆円）^(注4)である。

20世紀後半から21世紀初頭における米国の対アジア安全保障政策の中心は、1971年にキッシンジャー^(注5)が決定付けた中国（中華人民共和国）を仲間に取り込む政策であった。これは英国

や米国で伝統的に採られてきたバランス・オブ・パワー戦略^(注6)を実行に移したもので、当初は対ソ連との冷戦に勝ち抜くため、90年代以降のポスト冷戦時代には日本との経済戦争に勝ち抜くために中国を台頭させることを柱とする戦略であった。バランス・オブ・パワーとは、強国になりそうな国を互いに競わせて、いずれも大国として君臨させないようにする外交・安全保障戦略である。これが破綻したことが外形的にも決定的になったのが、オバマ政権時に顕著になった中国の南シナ海への進出であり、次世代軍事関連技術の柱と目されている次世代通信技術 5G への中国国内での集中投資とこれの囲い込みである。中国の技術革新は近年、急速に進み、習近平政権となってからはその野望を隠さず、中国製造 2025（2025 年までに中国はハイテク 10 分野において産業強国になるという計画）や China2049（中華人民共和国 100 周年となる 2049 年には、中国が世界の覇権国となるという構想）を打ち出した。これは米国から見れば、世界の覇権を奪い取ろうとする挑戦に見えるし、他の先進諸国から見れば、自由民主主義の市場に入り込み、自らはそのルールを守らず果実だけを食い荒らす謀略に見える^(注7)。ソ連崩壊後の世界史的な流れから見れば、中国は 90 年代以降のグローバリゼーションの拡大に伴い、近代国家となる前に確実に果実だけを摘み取っていった。しかし、他の先進諸国からすれば、未だ国内制度や法制度の未整備かつ近代法運用の未熟な国家である中国をそれなりに許容して来たのは、彼らがいずれは近代国家に成長し、自由民主主義陣営に入るという楽観があったからである。ペンス演説^(注8)に代表される米国の強引とも見える米中戦争の開始の宣言が世界的には必ずしも鋭く批判されないのは、これまでの中国の振る舞いと今後の国家的野望が、これまでの世界的コンセンサスであった自由、平等、相互主義、他国の主権尊重の原則を踏みにじっているように見えるからである。ペンスが共和党に所属しているから強硬なのではなく、例えば、民主党に所属しクリントン政権やオバマ政権で東アジア・太平洋地域担当の国務次官補を務めた外交専門家の K. キャンベルも「中国は米国の期待を裏切った（How Beijing Defied American Expectations?）」と題した論文を外交専門誌に寄稿している^(注9)。すなわち、対中国安全保障については米国でトランプ政権だけが突出しているのではなく、政党を超えた合意が出来上がっている。むしろ、トランプ政権は比較的穏健な政策を採っているというのが実態であり、中国を過度に挑発しないように注意しながら、対中関税の暫時積み増しや東南アジア諸国への働きかけ、北朝鮮への融和政策などを用いて外堀から攻める方策を採っている。

ベトナム戦争の英雄であり、上院議員として米国民から尊敬もされていた故ジョン・マケインはトランプを嫌っていた。また、マケインは自分や党の利益を顧みず、原理・原則を重んじるタイプだと言われてきた。共和党の中で反トランプの急先鋒だったマケインが提出した法案が、まさに反中政策の柱であり、本稿の主題となる安全保障関連法である。つまり、米中戦争はトランプ特有の政策ではなく、今や米国議会・政府で意見・価値観の一致するテーマなのである。マケインが提案し、2018年に連邦法として成立したのが国防権限法 2019（NDAA2019: John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019）である。この法律は主に中

国をターゲットにしたものであり、問題のある中国企業を列挙して取引や投資に注意を促すよう意図されている。すなわち、米国はトランプ政権が発足しようがしまいが、遅かれ早かれ中国を相手とした米中戦争は開始されていたはずである。米国が特定国を名指しした安全保障関連法を策定するということは、米国の国益、とりわけ安全保障上の国益が毀損されることへの懸念が連邦議会の共和党・民主党双方においても共有されていることを示している。米国の対アジア戦略は大きく転換されたのである。

2. 国防権限法 2019

米国の国防権限法（NDAA: National Defense Authorization Act）とは、1961年に成立した米国安全保障の予算措置を決める連邦法である。同法では米国連邦議会が国防総省に対して特定の事業計画に対する年間予算とその支出を指定する内容となっている。年度毎に予算内容について決められ、2019会計年度（2018年10月に開始）の予算措置について決定されたものが「NDAA2019（国防権限法 2019）」^(注10) である。特に注目されるのが、国防権限法 2019の889条^(注11)で、そこでは米国の政府調達を中国の特定企業から行うことを禁止すると明記されていることである。889条の（f）（2）では、規制の対象となる外国としては中華人民共和国を指し、また、（f）（3）で規制の対象となる電気通信機器およびビデオ機材の製造・販売企業は、ファーウェイ（華為技術）、ZTE（中興通訊）、ハイテラ（海能達通信）、ハイクビジョン（海康威視数字技術）、ダーファ（浙江大華技術）およびその関連会社であると明記している^(注12)。

原文では以下のように表記されている。（必要箇所のみを抜粋、太字は筆者。）

SEC. 889. Prohibition on Certain Telecommunications and Video Surveillance Services or Equipment.

- (a) Prohibition on Use or Procurement...
- (b) Prohibition on Loan and Grant Funds...
- (f) (2) ...The term “covered foreign country” means **the People's Republic of China**.
- (f) (3) ...The term “covered telecommunications equipment or services” means any of the following:
 - (A) Telecommunications equipment produced by **Huawei** Technologies Company or **ZTE** Corporation...
 - (B) ...video surveillance and telecommunications equipment produced by **Hytera** Communications Corporation, Hangzhou **Hikvision** Digital Technology Company, or **Dahua** Technology Company...

具体的な企業名まで挙げて政府調達を禁止するということは、米国政府としての並々ならぬ決意が読み取れる。政府調達が禁止されると、それに該当する企業の製品や部品を一部でも使用していると、多くの案件で排除されるので、リスクを避けるために結果的に多くの企業が取引をしなくなる。事実上、米国内では販売や使用が大幅に制限されることになる。

3. 外国投資リスク審査現代化法

国防権限法 2019に盛り込まれた（第 XVII 編）のが対米投資の審査を強化した外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA2018: Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018）である。国防権限法 2019の1701条から1728条までを構成する。対米投資を審査する対米投資

委員会（CFIUS: Committee on Foreign Investment in the United States）^(注13)の権限を強化し、審査対象を広げて、先端技術だけでなく港湾などの重要インフラについても外国企業からの投資を厳格にするもの。

これまでの米国が警戒していたのは外国企業（ロシアやベネズエラなど）が直接的に重要な米国企業を買収する案件であったが、近年問題となってきたのは、より巧妙な暫時買収とも言うべき中国の手法である。すなわち、最初は一見問題のない合法的な（安全保障上の）少額の資本投資が企業（それが外国企業である場合もあるし、表向きは米国企業の場合もある）によってなされても、徐々に買収の度合いが進み、気がついたら、事実上の外国企業の傘下に入れられていたというような場合である。中国資本が得意とする手法で、上手に米国の資本関係に入り込み、徐々に影響力を行使して行くのである。こういう巧妙な手法に対抗して対米投資規制を徹底して行うために制定したのが2018年成立の外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA2018）なのである。

日本の安全保障輸出管理を行っている CISTEC が同法の内容を分析して、これまでの対中政策とは具体的にどこが異なるかを具体的事案を提示しながら検討している^(注14)。特に変更点を抽出して抜き出すと、(a) 支配株主でなくても、様々な観点から外国企業等からの投資については審査対象とする、(b) 空港や港湾をはじめ、安全保障上関連のある土地等の取得も審査対象とする、(c) 外国政府の影響下にある投資家による重大インフラ・技術・個人情報等への投資については新たに事前審査を課す、(d) 「特別懸念国」（中国が念頭にある）の関与について審査要素に加える、(e) 米国に子会社・支店がない企業であっても、米国と取引関与のある企業を全て対象とする（すなわち、米国外での非米国企業間の取引でも原則として全ての取引が対象となる）、(f) 後述の輸出管理改革法（ECRA）で扱う技術が全て対象となる、(g) 審査期間を大幅に長期化し、また審査要素も増やした、となる^(注15)。

すなわち、この外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA2018）の制定により、米国企業であるか外国企業であるかを問わず、（どこで米国に関連していると認定されるか予測がつかないので）あらゆる投資案件について安全保障上の注意を要するようになる。

4. 米国輸出管理改革法

国防権限法2019に盛り込まれた（第 XVII 編）もう一つの連邦法が米国からの輸出等を厳しく監視する輸出管理改革法（ECRA: Export Control Reform Act）^(注16)である。国防権限法2019の1741条から1774条までを構成する。1996年に合意されたワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement）を改定した、敵対国や準敵対国への輸出を規制する連邦法という位置付けになる。かつての共産圏への輸出規制を行った COCOME の現代版として読み取れるので「新ココム規制」とも呼ばれる。これにより、外国の企業が外国で行なった「再輸出」ないしは「みなし輸出」も米国法で規制されることになった。法的効果から見れば、法の域外適用問題や内政干渉問題にも抵触するような論点を包含する内容を持つ。

輸出管理改革法（ECRA）で米国からの輸出が規制される技術で注目されるのは最先端技術および基盤技術（emerging and foundational technologies）^(注17)である。このうち、最先端技術については2018年11月に米商務省がパブリックコメント^(注18)の募集を開始するのに併せて具体的な技術分野を提示した。そこでは14分野が対象とされ、具体的には(1) バイオテクノロジー、(2) AI および機械学習、(3) 測位技術（Position, Navigation, and Timing (PNT) technology）、(4) マイクロプロセッサ技術、(5) 先進コンピューティング（Advanced computing technology）、(6) データ分析技術、(7) 量子情報およびセンサー技術（Quantum information and sensing technology）、(8) ロジスティック技術（Logistics technology）^(注19)、(9) 付加製造技術（Additive manufacturing）^(注20)、(10) ロボット技術、(11) ブレイン・コンピュータ・インターフェイス技術（Brain-computer interfaces）^(注21)、(12) 極超音速技術（Hypersonics）、(13) 先端素材、(14) 先進監視技術（Advanced surveillance technologies）^(注22)が掲げられている。

これらは例えば、日本であれば軍事技術とは切り離された（と一般には信じられている）民間の最先端技術と目される分野である。しかし、米国のように自国産業の盛衰が軍需産業と密接に関わりのある国から見れば、まさにこれらは今後の軍事バランスを決定的にする軍事技術そのものに見えるはずである。21世紀の戦争はハイテク技術、サイバー技術、宇宙技術によって決すると言われていることから鑑みれば、先端技術開発の優劣が軍事バランスを決めると言っても過言ではない。米国の反応が過敏に過ぎるのではなく、むしろ日本の研究者や技術者の方が発想転換する時期に来ている。これからの先端技術開発については、自身の予想とは異なり、どこで軍事技術と結びついているか判然としないので、全ての技術開発は安全保障上の検討事項に該当するという前提でいることが必要となるだろう。

5. 米国輸出管理規則

米国商務省の産業・安全保障局（BIS: Bureau of Industrial and Security）が、米国輸出管理規則（EAR: Export Administration Regulations）に基づいて米国からの輸出および第三国経由の再輸出^(注23)に規制をかけている。商務省のBISによる規制は、広くはワッセナー・アレンジメントの範疇に入る行政行為である。BISは対象企業をいくつかの類型分けをしている。具体的には、(1) DPL（Denied Persons List）はEARの重大・悪質な違反を行なって輸出禁止とされた顧客リストのことで、このリストに掲載された者にはEARで対象とされた品目の輸出・再輸出が禁止されている、(2) UL（Unverified List）は未検証の顧客リストのことで、このリストに掲載された者については出荷後の検証が出来ないので、不正転売や大量破壊兵器拡散のリスクの観点で警戒を要するという意味合いを持つ、(3) EL（Entity List）は米国の国家安全保障政策または外交政策に反する顧客リストのことで、このリストに掲載された者には、原則としてEARで対象とされた品目の輸出・再輸出は禁止される。(1)と(3)の違いは、(3)はまだ具体的なEAR違反行為はないが、安全保障や外交政策の観点から輸出が禁止されるという点にある。近

年の例では、中国の ZTE や Huawei（ファーウェイ）などの中国企業が EL リストに掲載されたことが注目された^(注24)。

6. 日本の法制度への影響

日本の法制度への影響についても若干、付言しておく、日本では、主に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」と呼ぶ。）により、日本の安全保障に影響を及ぼす投資や輸出について規制されている。外為法は安全保障上の懸念がある対内直接投資について、27 条で外国人に対して財務大臣及び事業所管大臣に対する事前届出を義務づけている。

外為法 27 条（必要な箇所のみ筆者が抽出。）

第 1 項 外国投資家は、対内直接投資等…審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、…あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

第 2 項 対内直接投資等について前項の規定による届出をした外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行ってはならない。

第 3 項 財務大臣及び事業所管大臣は、…審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る対内直接投資等を行ってはならない期間を、…延長することができる。

一号 イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある対内直接投資等

イ 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

ロ 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

外為法 27 条の規定には第 3 項二号で投資しようとする外国人の所属する当該国でも同等の権利を受けることが出来る場合であるとする相互主義も謳われている。

外為法 27 条第 3 項二号

当該対内直接投資等が我が国との間に対内直接投資等に関し条約その他の国際約束がない国の外国投資家により行われるものであることにより、これに対する取扱いを我が国の投資家が当該国において行う直接投資…に対する取扱いと実質的に同等なものとするため、その内容の変更又は中止をさせる必要があると認められる…

また、第 13 項で投資する名義人（人・会社）以外の者が実質的なオーナーであっても、届出および審査が出来る仕組みを規定する。

外為法 27 条第 13 項

外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前各項及び第二十九条の規定を適用する。

外為法は2017年に改正されて規制強化された。規制強化の具体的な内容は、輸出入禁止命令に対する別会社を使った制裁逃れに対応するため、輸出入禁止命令を受けた会社の役員や使用人等に対して、別会社の担当役員等への就任等の禁止を命令できる制度を創設したことと、外国投資家が他の外国投資家から非上場株式を取得する行為（特定取得）を、審査付事前届出制の規制対象に追加したことである^(注25)。また、対内直接投資に関する命令に基づく指定業種が提示された。その内訳は、(1) 製造業（武器等・航空機・人工衛星・原子力発電関連、これらの付属品・製造装置等）、(2) 機械修理業・電気機械器具修理業、(3) (1)を使用するためのソフトウェア業、(4) 核物質に関わる金属鉱業、(5) 原子力発電所を保有する電気業、(6) 輸出貿易管理令指定の貨物（ワッセナー・アレンジメントに基づく武器輸出規制に係る貨物）、(7) 製造業・ソフトウェア業・自然科学研究所・機械設計業・商品や非破壊検査業・その他の技術サービス業、である^(注26)。

これらの改正は、米国で安全保障に関する輸出入や投資が厳格化されて来たのと歩調を合わせている。2019年9月には改正告示によって、サイバーセキュリティ等の防御・安全性を高める方向で届出・審査を厳格化した^(注27)。次元は異なるが、日本版 NSC と呼ばれる国家安全保障会議の局長に、かつて警察庁公安部外事課に所属し、前職が内閣情報官であった北村滋氏を登用した^(注28)。日本の NSC に公安官僚であった人物を充てるということは、日本政府が対北朝鮮および対中国の情報戦がより激しくなることを意識していることの表れであると解釈することが出来る。日本の政府内では、対アジア戦略が転換しつつあることを示している。今後、諜報戦が経済戦争の様相を呈してくると見ておく方が賢明であろう。

7. 結論にかえて

米中戦争は米国トランプ大統領によって始められた貿易戦争だと主張する論者もあるが、これは間違いである。この問題の本質は単なる貿易問題でもなければ、トランプが大統領再選を目指すために採った自己完結型の事件でもないからである。米国は基本的には親中政権であった筈のオバマ政権の時代から既に対中国外交の変更を模索していた。これが法制度の整備という形で現実化したのが2018年に J. マケインが提出した国防権限法2019（NDAA2019）法案である。先に述べたごとく、米中戦争は必ずしもトランプ大統領のみが主導しているのではなく、今日では共和党議員であろうと民主党議員であろうと、長期にわたって米国の国益を守るためには中国の国家体制の変更が不可欠であるという共通認識を持っている。つまり、米中戦争は本質的には1970年代から米国のアジア外交戦略の要であったキッシンジャーの戦略、すなわち中国を米国のパートナーとしてアジア地域におけるバランス・オブ・パワー戦略の終焉を意味する。20世紀後半から21世紀の初頭までの米国のアジア戦略の背骨であったキッシンジャー理論が大きく転換されたのである。日本では報道や論壇でもこの点についての言及が少なく、東アジアから南アジアにかけての地政学的な力学が大きく変わろうとしていることに関する議論がまだ少ない。前述したペンス演説がその核心を突いている。ペンス演説では「これまで米国は中国が自由を享

受するパートナーとなることに助力してきた。しかし、中国にとっての自由はまだ実現しない夢である。米国の助力に対して中国は、関税、貿易の総量規制、為替操作、強制的技術供与、知的財産の搾取、对外投资に意図的に組み込ませる国有企業などの不公正な手段を使って米国の富を奪取し、その収益を米国の優位を侵食する剣を作ることに費やしている。この中国からの攻撃に対して米国は屈しない^(注29) という決意が述べられた。つまり、中国はパートナーではなく敵であるとの宣言である。

米中戦争を「新冷戦」と呼ぶ論者もあるが、これも若干、誤解を生みやすい表現である^(注30)。なぜなら、敵対国の国家体制を変更ないしは崩壊させる目的という意味では1991年に終結した対ソ冷戦と類似しているが、当時のソ連と西側諸国とは技術的なパートナーでもなければ、貿易相手国でもなかったのに対し、今日の中国は片方で自由貿易を通じた物品やサービスの輸出入で相互に深く結びついているし、他方で高度な工業技術品やその特許のやり取りや先進国の研究機関への資金および人材の抛出などを通じて深く浸透することも行われている。構造的には冷戦状態と言って差し支えないが、対ソ冷戦時のように、物品のやり取りを管理する税関審査の徹底や人材の入国・出国を厳しく管理すれば足りるという性質のものではないところに問題の複雑さがある。ここに米国および他の先進諸国の苦悩があるのであり、相互主義によって互いに複雑に入り組んだ関係を輸出管理改革法（ECRA）や外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）の個別案件の管理によってどこまで目的を達成出来るのかは未知数である。おそらく、今後は資金提供に監視を強めるため金融面での管理を強化する（必要とあれば法制化する）必要があるだろうし、ヒューミント（Human Intelligence）の監視を強めるために研究機関（大学等の教育機関も含む）での人材登用面での管理強化の方向に進むと予想出来る。米国では既にビザの発給制限を通じて大学等の研究機関への外国人の滞在を制限する方向に進んでいる。さらには、中国からの資金の提供と当該国の債務の拡大を通じた世界的な中国の植民地政策とも言うべき問題は、より深刻である。著名な例では、スリランカやギリシャへの資金の貸付とこれの焦げ付きを理由として、当該国の港湾を中国海軍の軍港として租借する手法が掲げられる。若干、事態は異なるが、デンマークの所有するグリーンランドを米国が購入する意思があると報じられた^(注31)のも、背後には中国資本によるグリーンランドの事実上の買収を防御する必要から出た案である。

米中戦争の背後には価値観の対立がある。G7を中心とする先進諸国は、17世紀より国際法を中心として作り上げて来た西欧主義的な世界観の中にある。ここでは自由、平等、民主、平和をはじめとして、主権、人権、福祉など程度の差こそあれ、互いに共通の価値観が存在する。他方でこれらの価値観に反目するというよりも、むしろこれらを積極的に道具として利用して他国を取り込み、自国内は独自のルール（必ずしも法律ではない）によって防壁を作って進むというのが中国の採る戦略である。これは他国から見ると、勢力の拡大のみならず既存秩序の破壊に見える。論者によってはこれを中華思想の拡大と呼ぶ場合もあるが、中華思想の定義が定かではないので、ここでは広く中国的な発想の拡大という意味で使う。中国的発想の特徴は、法治ではなく

人治、共存ではなく服従、約束ではなく力の強弱、信頼ではなく裏をかく戦術、あるいは努力よりも他者の操縦、などに価値を置く生き方である。米国が対中外交、すなわち対アジア戦略を大きく転換したのは、この中国的発想の中身を理解し、将来に渡ってパートナーとはなり得ないという結論に達したからである。18世紀以来、欧米には幻想があり、経済的に繁栄した国・地域には歴史の必然としての共通の文化が芽生える。それが自由、平等、民主を柱とした社会制度に昇華するという幻想である。18世紀に起きたフランス革命（1789年）の結果として採択された「フランス人権宣言」（Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen）では、近代国家にとっては自由と平等、国民主権、三権分立、言論の自由が基本原則であると謳われている^(注32)。これが今日の近代国家を成立させる重要な柱であり、特に20世紀以後の歴史観は、いずれの発展途上国もやがて経済的に発展し、生活の自由を謳歌するようになると、西欧型の民主主義国になるのが必然であると信じられて来た。今日の中国的な国家像の躍進はこの定説を覆すものであり^(注33)、対ソ冷戦とは次元が異なることが分かる。米中戦争の遠因にはこの歴史的な国家像をめぐる争い、国家の価値観をめぐる争いがあるので、互いにある程度妥協したからといって解決するような次元の問題ではない。

米国は国防権限法をさらに強化して、中国の頼みとする輸出品であるレアアースのシェアを低下させる方策を盛り込んだ国防権限法2020を策定中である^(注34)。これによりモーターの磁石や半導体記憶装置などに使われるレアアースを中国から輸入しなくても済むように、米国内およびカナダやオーストラリアなどの鉱物資源に恵まれた同盟国への投資を促進する政策を採る予定であると言われている。ペンス演説でも触れられたように、今後は、産業スパイや投資・貿易を通じた技術流出の防御に止まらず、メディアにおける広告のあり方、歴史的事実の再確認、偏向教育の是正、大学を含めた研究機関における研究員の精査など、複雑で気の遠くなるような制度上の改変が必要となってくる。各分野における法制度も少しずつではあるが整備されて行くであろう。日本の民間企業は世界でも特筆される技術を持つ。例えば、NTT（日本電信電話株式会社）は光ファイバーによる超大容量・長距離光信号の伝送技術を持つ^(注35)、三菱重工（三菱重工業株式会社）は非接触型の微細レーザー加工技術を持つ^(注36)。また、日本電産（日本電産株式会社）はEV車対応の超急速充電器の開発を進めている^(注37)。これらの技術が民間で使用されれば、日常生活への恩恵は計り知れないほど有用なものである。しかし、これらの技術は同時に安全保障や軍事技術とも密接な関わりを持つ。上記の技術を総合すると、次世代兵器であるレールガン（電磁誘導により超高速飛翔体を打ち出す電磁砲）やレーザー兵器（電氣的指向性エネルギー兵器）の開発・飛躍的な進歩に役立つ。すなわち、今日では民間技術と軍事技術との境目は限りなく曖昧となり、戦後日本の思想的柱であった軍事と非軍事を区別し、後者のみを追求するという方便は成り立たなくなっている。今後は、日本の民間企業もこうした世界的潮流の変化を読み取る努力が必要となるであろう。どこで自社の技術が高度な軍事技術と結びつくか分からないので、需要と供給の論理だけで不用意に他国に輸出しないしは直接投資をすと思わぬ損失を被

る可能性がある。米国とその同盟国は、自国産業の技術革新を祈りながらも^(注38)、世界秩序の変更を目論む中国の国家戦略に様々な局面で防御・対抗措置を採る必要があるだろう。

[注]

- (注1) ウェストファリア条約 (Treaty of Westphalia)、1648年に締結された終戦講和条約であるミュンスター講和条約とオスナブリュック講和条約の総称として、両講和会議の開かれた地域の名前を採ってウェストファリア条約と呼ぶ。
- (注2) 2019会計年度(2018年10月-2019年9月)で7,170億ドル。
- (注3) 例えば、日本のいわゆる「思いやり予算」がある。正確には、日本の防衛省予算に含まれる「在日米軍駐留経費負担」のことであり、日本国内に駐留する米軍の駐留経費の一部負担をしているものである。年間2,000億円前後が日本国から支払われている。
- (注4) 中国では表面的な数字には表れていない隠れた国防費があるとも指摘されるが、これを含めて2倍の金額だとしても、まだ米国の半分である。
- (注5) ヘンリー・キッシンジャー (Henry A. Kissinger) は、ドイツ生まれのユダヤ人であったが、ドイツにおけるナチスの台頭を嫌って米国に亡命して帰化した。主にニクソン政権で国家安全保障問題担当大統領補佐官や国務長官を務めた。
- (注6) Balance of Power、勢力均衡理論。19世紀に英国で発達した安全保障理論で、英国はいずれの国とも同盟を結ばず、その代わりに特定国が台頭しようとする動きを、その他の諸国に協力することで勢力の均衡をもたらして抑制出来るという考え方。
- (注7) 中国の足跡と今後の展開予想については、E. ルトワック『中国4.0』文藝春秋(2016年)やM. ピルズベリー『China 2049』日経BP(2015年)を参照。中国の軍事大国化と米国との衝突可能性の分析についてはP. ナバロ『米中もし戦わば』文藝春秋(2016年)がある。
- (注8) 2018年10月4日に米国ハドソン研究所にて行われた副大統領のM. ペンスによる演説。今後、トランプ政権は中国に対抗して様々な措置を取ることを宣言した。事実上の対中国への宣戦布告と言われている。See Mike Pence, "Vice President Mike Pence's Remarks on the Administration's Policy Toward China", Hudson Institute October 4 Event, 2018 (<https://www.hudson.org/events/1610-vice-president-mike-pence-s-remarks-on-the-administration-s-policy-towards-china102018>).
- (注9) See K.M.Campbell & E.Ratner, "The China Reckoning, How Beijing Defied American Expectations", Foreign Affairs Sept./Oct. 2019 (<https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2018-02-13/china-reckoning>).
- (注10) 国防権限法2019は、故ジョン・マケインが2018年に提出した法案が法制化されたもので、正式には「H.R.5515 John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019」と呼ばれている (<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5515/text>)。米国国防権限法2019の概要 (http://www.cistec.or.jp/service/uschina/5-ndaa2019_gaiyou.pdf)を参照。また、次の文献で同法が日本の貿易に与える影響が詳しく分析されている。小野亮「FIRMA・ECRAの成立と変容する米国の対中観 —米中の狭間に立つ日本への示唆」みずほりポート(2018年) (<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report18-1128.pdf>)、鳥毛拓馬「米国対内投資規制の改正」大和総研レポート(2018年) (https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180817_020264.pdf)。また、渡邊徹夜『中国大崩壊入門』徳間書店(2019年)はコンパクトにまとまっており、示唆に富む。
- (注11) 41 USC 3901
- (注12) このうち、ファーウェイとZTEは主にスマホやルーターを製造する通信機器メーカー、ハイテラは主に無線機や通信中継装置メーカー、ハイクビジョンとダーファは主に監視カメラやその録画機器の製造・運用メーカーである。
- (注13) 対米投資委員会(CFIUS)は1975年にフォード政権の下で設立された機関であり、財務長官を議長とし、国務省、国防総省、商務省などの関係省庁にまたがる委員会組織である。司法長官や国家情報長官もこれに加わっている。CFIUSの任務は、米国企業や米国の事業への外国企業の直接投資が、米国の安全保障にいかなる影響を及ぼすかを審査することにある。
- (注14) CISTEC(一般社団法人安全保障貿易情報センター) (<http://www.cistec.or.jp/index.html>)は1989年に日本で設立された機関で、国際的な平和及び安全の維持・確保に寄与することを目指し、日本における産・官・学の活動と調和した合理的な輸出管理を行う為に設立された組織である。安全保障に関する調査・分析や産業界の意見集約などを行っている。
- (注15) CISTECは事務局名で次の7点を列挙している。
- (1) 「支配を及ぼす投資」だけでなく、一定の「支配を及ぼさない投資」も、審査対象になる。
 - (2) グリーンフィールド投資(不動産の取得・借受)も、審査対象になる。

- (3) 従来、事前届出義務はなかったが、外国政府の影響下にある一定の投資が、事前届出義務の対象となる。
- (4) 「特別懸念国」の関与について、新たな考慮要素となる。
- (5) 審査対象となる「米国と取引のある非米国企業」については、従来「米国に子会社・支店を有する」ことが要件だったが、その要件がなくなる。
- (6) 審査対象となる「重大技術」の中に、輸出管理改革法（ECRA）の対象の「エマージング技術／基盤的技術」がそのまま含まれる。
- (7) 審査の強化、実効性担保のための措置が講じられている。
- CISTEC 事務局「米国の投資リスク審査現代化法（FIRMA）について」（2019年）（<http://www.cistec.or.jp/service/uschina/13-cj1907-firma.pdf>）を参照。
- (注 16) 米国輸出管理改革法（ECRA）は輸出管理改定（Export Control Reform: Sec. 1741-1768）と反ボイコット法（Anti-Boycott Act of 2018: Sec. 1771-1774）の二部構成となっているが、本稿のテーマに関連する前半の輸出管理改定の基本的な構造は、CISTEC 事務局「米国輸出管理改革法（ECRA）に関する基本的 QA」（2019年）（http://www.cistec.or.jp/service/uschina/3-ecra_qa.pdf）に解説がある。
- (注 17) ECRA Sec.1758（NDAA2019 Sec. 1758）
- (注 18) 米商務省のパブリックコメント。See <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-11-19/pdf/2018-25221.pdf>。先端技術の内容については次の文献に詳しい。田上「米国輸出管理改革法の新基本技術（Emerging and Foundational Technologies）新規制及び CISTEC パブコメの概要」（2019年）（http://www.cistec.or.jp/service/uschina/2-0-cistec_pubcomme.pdf）。
- (注 19) 例としては、(i) 携帯品の電池（Mobile electric power）、(ii) モデリングやシミュレーションの技術（Modeling and simulation）、(iii) 位置情報や刻々と変化する周りの状況に合わせて的確な情報に基づいての行動を可視化する技術（Total asset visibility）、(iv) ドローンや自動運転車などを使い的確な場所や時間の特定により利用物を輸送する技術（Distribution-based Logistics）が掲げられている。
- (注 20) 3D プリンターの技術が例として挙げられている。
- (注 21) 人間の脳とコンピュータを繋ぎ、手を使わずに頭で考えた通りにコンピュータを操作したり、逆にコンピュータからの信号を人間の脳に送り込んで、人に擬似的に映像を見せるといった技術が念頭にある。
- (注 22) 顔認証や声紋認証が例示されている。
- (注 23) 再輸出の規制とは、一旦米国から輸出された貨物が、さらに輸出先から第三国向けに再輸出される場合、米国からの直接輸出が規制されていれば、再輸出においても同等の規制を受けることを指す。違反すると当該顧客には罰金、禁錮、取引禁止顧客（Denied Persons）として指定などの懲罰が科せられる。米国が他国からの輸出に米国法を適用するという仕組みになるので、法理的には「域外適用」として外国政府から批判されそうなものだが、実務上は当該顧客による米国との取引が出来なくなることの弊害が大きいため、当該外国顧客に対して事実上の強制力を持つことになる。
- (注 24) ZTE のリスト掲載理由については「米国の Entity List、Denied Persons List（DPL）、及び Specially Designated National（SDN）List の概要比較表」（http://www.cistec.or.jp/service/uschina/01_besshi3.pdf）を参照。ファーウェイをリスト掲載にしたことについては米国の官報である Federal Register（<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2394-huawei-and-affiliates-entity-list-rule/file>）を参照。
- (注 25) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（http://www.cistec.or.jp/export/express/170524/gaitame/3-20170524_2.pdf）。
- (注 26) 対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種（<https://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170714002/20170714002-7.pdf>）。
- (注 27) 経済産業省「近年、サイバーセキュリティの確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、安全保障上重要な技術の流出や、我が国の防衛生産・技術基盤の棄損など、我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす事態を生じることを適切にする観点から、集積回路製造業等を追加する等、所要の措置を講じる...」（<https://www.meti.go.jp/press2019/05/20190527002/20190527002.html>）。
- (注 28) 日経新聞「北村氏、内閣特別顧問に 国家安全保障局長と兼ねる」日本経済新聞 2019年9月13日（<https://r.nikkei.com/article/DGXMZO49818640T10C19A9EA3000?s=4>）。
- (注 29) (注 8) を参照。
- (注 30) 今日では米中戦争を「新冷戦」と呼ぶのが一般化した。例えば、柚谷「『中国製造 2025』と米中『新冷戦』」米中経済研究会レポート No.8（2018年）（http://www.iips.org/research/trumpipep_8.pdf）。他方で、ジョセフ・ナイ（クリントン政権で国防次官補などを務めた）は米中戦争を冷戦と呼ぶには内容が複雑過ぎで間違いであると主張していることも注目に値する。日経新聞「ナイ氏「米中冷戦は誤り」日経・CSIS シンポ」日本経済新聞 2018年10月26日（<https://r.nikkei.com/article/DGXMZO36958850W8A021C1FF3000?s=5>）を参照。

- (注 31) グリーンランドの現状については例えば、ニューズウィーク「トランプはなぜ極寒のグリーンランドが欲しいのか」Newsweek 2019年8月19日 (<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/08/post-12792.php>)、ロイター「米大統領の「買収提案」で注目、グリーンランドが狙う実利」Reuters 2019年8月28日 (<https://jp.reuters.com/article/trump-greenland-idJPKCN1VI0M8>)、産経新聞「世界最大の島グリーンランドに中国が接近... 一带一路は北極へ」産経新聞 2018年5月1日 (<https://www.sankei.com/west/news/180501/wst1805010001-n1.html>)、ニューズウィーク「グリーンランドの地下資源と北極圏の軍事拠点を狙う中国」Newsweek 2018年9月11日 (<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2018/09/post-10938.php>) に詳しい。
- (注 32) マルクス＝レーニン主義による共産主義国も、当初は政府や資本家からの自由を目指す労働者＝市民平等を目標に掲げ革命・成立したものであり、ソ連を中心とするいわゆる東側諸国が独裁国家化していったのは思想的に意図されていたものではない。この現実には欧州における東側共産主義国は 89-91 年までには壊滅した。
- (注 33) 時期尚早と言われながらも中国が 2001 年に WTO 加盟を認められたのは、社会主義中国も経済的に発展して、やがて民主主義国になると信じられて来たからである。
- (注 34) H.R.2500, 116th Congress, National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020 (<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/2500>).
- (注 35) <https://www.ntt.co.jp/news2019/1906/190619a.html>
- (注 36) <https://www.mhi.co.jp/technology/review/abstractj-52-3-25.html>
- (注 37) <https://www.kankyo-business.jp/column/021967.php>
- (注 38) 規制をかけ過ぎると自国産業の技術革新が阻害される恐れがあるジレンマについては、次のコメントを参照。See A. Schwarber, “*Research Stakeholders Urge Caution in Creating Export Controls for ‘Emerging Technologies’*”, FYI Bulletin 22 Jan. 2019 (<https://www.aip.org/fyi/2019/research-stakeholders-urge-caution-creating-export-controls-%E2%80%98emerging-technologies%E2%80%9999>).

The U.S. Congress enacted John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019

Masahide KONO

College of Risk & Crisis Management

Kurashiki University of Science and the Arts

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received October 1, 2019)

The US Congress has enacted John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019, which is abbreviated as “NDAA2019”, including short title acts, specifically “FIRRMA2018”: Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018 and “ECRA”: Export Control Reform Act, to protect the advanced technologies researched and developed by US companies from China. With the enactment of NDAA2019, Chinese companies related to the People’s Republic of China Government such as Huawei and ZTE have been displaced from the United States, G7 countries and other allies. FIRRMA2018 strengthened authority of CFIUS: the Committee on Foreign Investment in the United States, which is an interagency committee authorized to review certain transactions involving foreign investment in the US, in order to determine the effect of such transactions on the national security of the US. ECRA and EAR: the Export Administration Regulations controlled by Bureau of Industrial and Security of U.S. Department of Commerce, get consistency with the Wassenaar Arrangement, which has been established in order to contribute to regional and international security and stability, by promoting transparency and greater responsibility in transfers of conventional arms and dual-use goods and technologies.

A major speech on Oct. 2018 by Vice President Mike Pence that was expected take a tough line on Beijing, China had a huge impact on the world. It was received from the world as a de facto declaration of war on China by the US. Henry A. Kissinger, who was a executor of Realpolitik and a geopolitical consultant who served as National Security Advisor under the presidential administrations of Richard Nixon, played a prominent role in the US foreign policy, specifically in 1971. His strategy was on the balance-of-power theory. He orchestrated the opening of relations with the People's Republic of China, to win in the Cold War with the Soviet Union until 1991, after collapse of the Soviet Union, for overcoming the trade war with Japan in East Asian area. The essence of the US-China war is the Kissinger’s strategy has completely failed. The US is angry with Beijing, China because of (i) companies related the Chinese government pilfering high technologies from US companies, (ii) bringing researchers into US research institutes involving US celebrity universities to promote technologies outflows for Chinese national interest, (iii) disseminating information that is favorable to China through the US mass media, and (iv) snatching the American wealth through unfair trades. In the Neo-Cold War with China, US and its allied countries including Japan are forced to fight in the difficult and complicated war. The Neo-Cold War is not a trade war, but a fight whether or not to maintain the international order over 300 years after Treaty of Westphalia (1648) established in 17th century.